

制定 平成22年10月1日
改定 平成25年 2月7日
JAHIS規則4号

組織規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第36条、第37条および第48条に基づき設置する組織とその運用に関する事項について定める。

(運営会議)

第2条 定款第36条に基づき運営会議を設置し、その運営に関する事項を運営会議規則(JAHIS規則5号)に定める。

(戦略企画部および部門)

第3条 定款第37条に基づき、本会業務の円滑適正な推進のため以下の組織を置き、組織運営に関する事項をそれぞれ以下に定める。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 戦略企画部 | 戦略企画部規則(JAHIS規則100号) |
| (2) 総務会 | 総務会規則(JAHIS規則101号) |
| (3) 標準化推進部会 | 標準化推進部会規則(JAHIS規則102号) |
| (4) 医事コンピュータ部会 | 医事コンピュータ部会規則(JAHIS規則103号) |
| (5) 医療システム部会 | 医療システム部会規則(JAHIS規則104号) |
| (6) 保健福祉システム部会 | 保健福祉システム部会規則(JAHIS規則105号) |
| (7) 事業推進部 | 事業推進部規則(JAHIS規則106号) |

2 前項(2)から(7)をまとめて部門と総称する。

3 第1項(3)から(6)をまとめて部会と総称する。

(事務局)

第4条 定款第48条に基づき設置される事務局の運営に関する事項を事務局規則(JAHIS規則201号)に定める。

附則(平成22年10月1日)

1 この規則は平成22年10月1日から施行する。

附則(平成25年2月7日)

1 この規則は平成25年2月7日から施行する。